平成 27 年度厚生労働省科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 総括研究報告書

追跡終了後コホート研究を用いた共通化データベース基盤整備と その活用に関する研究

研究代表者 玉腰暁子(北海道大学大学院医学研究科・教授)

研究要旨

疫学研究により得られたデータを広く共有化するためのシステムであるデータア ーカイブ化に向け検討を行った。統計法の規定上、死因情報を付加してのデータ公 開・二次利用は認められていないことなどを踏まえて、現制度下での運用方法につき、 分散型ネットワークについて国内外の実例を収集し、疫学研究追跡終了後のコホート データの共通利用を行う上での課題を検討した。また、データアーカイブの利活用を 進めることを念頭に、データ提供の際に従うべきガイダンスに含める必要がある項目 を A 対象者の個人情報保護、B インフォームド・コンセントと倫理審査、C 知的財産 権の帰属、D 寄託する項目/しない項目の判断、E データ提供先の制限、の5 点に整理 した。

一方で、エンドポイントとしての死因情報は非常に価値が高いものであることから、 追跡が終了したコホート研究の二次利用を進めるために、死因情報のソースとなる人 口動態統計調査の有効活用の方策を模索することが望まれ、その際の論点を2つ提示 した。最後に、改正された個人情報保護法において、病歴が要配慮個人情報に位置づ けられたことから、以前から行われているコホート研究において生じうる影響を検討 した。その結果、追跡情報の入手を医療機関等から受けている場合に、過剰反応によ り情報が提供されないことが懸念された。

分担研究者

磯 博康(大阪大学大学院医学系研究科・教授)
大橋靖雄(中央大学理工学部・教授)
祖父江友孝(大阪大学大学院医学系研究科・教授)
辻 一郎(東北大学大学院医学系研究科・教授)

A. 研究目的

本研究は、国内で実施され追跡を終了した複数の コホート研究情報を共通化し、その利用環境を整え、 将来にわたって向後終了するコホート研究も組み 入れ可能な体制を構築するために必要な事項を検 討することを目的としている。統計法の規定により、 人口動態統計情報を利用して把握している死因情 報は、データアーカイブに付加して二次利用できな いことから、昨年度に引き続き 現制度化での利用 方法の提案を行った。また、死因情報の付加如何に かかわらず、人々の生活と健康に関する情報を取り 扱うコホート研究では対象者の個人情報保護等に 関する配慮が求められることから、 アーカイブ化 を進めるに際して必要なガイダンス項目を整理し た。一方で、現状では死因情報の二次利用は認めら れていないものの、追跡が終了したコホート研究を 二次利用する際にはその価値は極めて高いことか ら、付加して提供することを可能にするための統 計法解釈の論点を提示した。最後に、本研究で取り 扱っているコホート研究は指針や個人情報保護法 施行以前から開始されていることから、2015年に行 われた個人情報保護法改正により病歴が要配慮個 人情報となったことによる研究への影響を検討し た。

B. 研究方法

現制度下で二次的に死因情報を利用するため、国 内外の医療(臨床)データ連携、疫学共同研究など における分散型ネットワークの先行事例を収集し た。

昨年度までの研究成果や先行する分野のデータ アーカイブセンターのガイドライン等を参考に、特 に研究開始時期のデータ取り扱いが現在のものと 異なり、かつ多数を取り扱う疫学研究データのアー カイブ化の場合にガイダンスに含めておくべき項 目を検討した。

統計法の位置づけと人口動態統計資料の利用価 値の観点から、情報関係法制に詳しい法律学の専門 家である友岡史仁日本大学法学部教授を交え、検討 を行った。

個人情報保護法の条文、特に要配慮個人情報に関 する規定を確認するとともに、疫学研究者、特にコ ホート研究の代表者から現在の運用等に関する情 報を得るとともに議論を行った。

C. 研究結果

現制度化での二次的な死因情報の利用

分散型ネットワークとは、データを保持者のもと に置いたまま、必要と判断した情報だけを選択的に 共有させる方法である。近年整備されつつある分散 型ネットワークについて、医療(臨床)データ連携、 国際疫学共同研究での5つの先行事例を収集し検 討を行ったところ、医療(臨床)と疫学研究の事例 では、データ連携(交換)の目的(必要とする背景)、 運用方法などが異なっていることが明らかとなっ た。

アーカイブデータ提供のためのガイダンス項目

含める必要があると考えられたのは、以下の項目 であった。

A 対象者の個人情報保護:実データを用いた我々 の過去2年間の検討では調査項目が多岐に渡り、か つ対象者数が多いコホート研究では、データの一意 性はあるものと考えた方がよいと結論した。回答者 のプライバシー保護の観点から、調査地域を粗く束 ねるなどの手段を用いて、個々の回答者の識別を不 可能にすることが望まれる。

B インフォームド・コンセントと倫理審査:新た に開始される研究では、対象者からデータ寄託に関 する同意が得られていることを原則とした上で、寄 託者の所属機関で倫理審査を受けることが可能で ある。しかし、既に追跡が終わったコホート研究の 場合、その開始は今から 20 年以上前であると考え られ、研究の説明同意プロセスは現在と異なる。そ のため、対象者の同意あるいは再同意の取得を前提 とすることは困難であり、所属機関での倫理審査に 加え何らかの形で二次利用に関する広報・情報公開 を行うことが適切と考えられた。

C 知的財産権の帰属:生体試料を伴わない情報の みのアーカイブでは、知的財産権の発生は稀と思わ れるが、生体試料を収集・保管するコホート研究で は、研究終了時にも試料が残ることが想定される。 二次利用者とデータ寄託者の間の分配方法につい ては、一定のルールが定まっていないことから、利 用開始時に取り決めを交わしておくことが望まし い。

D 寄託する項目/しない項目の判断:個人同定の可 能性が特に高い項目は、丸め処理をするか、提供し ないことが望まれる。また、調査方法や設定が特殊 である等何らかの理由により、研究内容を十分に理 解しない二次利用者の解析・解釈によって誤った結 論を引き出すおそれがある項目についても、提供し

ないことが推奨される。

E データ提供先の制限:二次利用者の資格、利用上の制約等については、各研究関係者の意向を反映するような区分けの周知とそれに沿った対応が求められると考えられた。

統計法解釈に関する検討

コホート研究に不可欠とされる死因情報を人口 動態統計資料から得ることは統計法上の目的外利 用を意味するため、その活用に当たり、統計法上設 けられた諸手続といった一定の制約が生じている。 しかし、データの二次利用により、公費を投入し多 くの人々の協力を得て収集された試料・情報の有効 利用、若手研究者の育成、データの検証等幅広い研 究利用とその成果に直結し、ひいてはより正確な健 康関連要因の解明に具体的に貢献しうることを考 え合わせれば、統計法の規定による制約を受けない 形で、死因も含めたより広い形による該当データの 利用可能性が切望され、当該情報を長期的かつ利用 者の範囲を広げてコホート研究に有効活用する道 を何らかの形で法制度上担保する必要性を論じて おく意義は、十分にあると思われる。

この場合の論点として、A 統計法の解釈運用を変 更することで足りるのか、B統計法とは異なる別立 法を行う必要性があるのか、という二点が考えられ る。Aの場合は、上記の制度趣旨と過去の運用の経 緯に照らして乗り越えるべき解釈論を構築する必 要があると考えられ、その意味で、死因情報以外の 件についても考慮に入れた制度全体の観点から議 論を要するものと思われる。対して B の場合は、A とは異なり立法的措置により解決するため、特別法 として位置付けられ、法解釈上の齟齬はきたさない と思われる一方、既存の仕組みとは異なる新たな制 度設計を求められる分、個人情報保護に照らした保 護に係る必要なスタンダードを充足する詳細な議 論を要する。A または B のいずれを選択するにせよ、 新たな立法の煩雑さや既存の仕組みの有効活用と いう効率性の視点からすれば、現時点ではAの選択 肢が方向性として現実的と考えられた。

病歴が要配慮個人情報に位置づけられたことに よる研究への影響

今回の個人情報保護法改正で定められた「要配慮 個人情報」は、その取り扱いによって差別や偏見、 その他の不利益が生じるおそれがあるため、特に慎 重な取り扱いが求められる個人情報とされており、 この中に本人の人種、信条、社会的身分、犯罪の経 歴、犯罪により害を被った事実とともに病歴が加え られた。要配慮個人情報では、取得にあたっては原 則として本人の同意を得ること、オプトアウト手続 きによる第三者提供が認められないこととされて いる。ただし、関連性を有する範囲内で利用目的を 変更したり、匿名加工情報に加工して第三者に提供 したりすることは可能である。

指針等の整備前から開始されたコホート研究で あっても、開始以降に倫理審査を受けるなど、研究 者は可能な限り対象者の個人情報保護に配慮して 研究が行われていた。また、研究開始時に得ている 病歴に関しては、本人の自己申告によるものが多く、 また医療機関や健診機関から得ている場合でも、そ の利用に関しては何らかの説明が行われていた。し かし、対象者が多いこと、開始時期が古く対象者が 研究に参加していることを記憶していない場合も あること、遡っての同意手続きによって対象者の偏 りが懸念されることなどにより、開始時点の説明が 現在の基準に照らした場合に不十分であっても改 めての同意手続き等を経ることなく、病院から追跡 情報として疾病情報を受けている研究も存在した。 したがって、今回、病歴が第三者提供に際して対象 者からの同意が必須である要配慮個人情報と位置 づけられたことから、医療機関等の過剰反応により コホート研究に重要な追跡情報を得る際に支障を 来すことが懸念された。また、仮に、改めて再同意 手続きをとり同意が得られた者のみを観察対象と した場合には、対象者の偏りを生じることから研究 の価値を著しく損ね、ひいては公衆衛生上の不利益 につながることが危惧された。さらに、疾病登録に よる罹患率等の把握のための疫学研究、特定の疾患

の患者の予後及び予後要因を明らかにする疫学研 究(臨床研究)、複数の既存資料を個人情報をキー として突合する疫学研究、構成員全員の健康増進対 策を検証・評価する研究、定期健康診断のデータを 用いた疫学研究などで、倫理指針の例外規定が正し く認知されないと影響が出ることが懸念された。

一方、本研究班で検討している追跡終了後のコホ ート研究をアーカイブ化し、二次利用に用いる際に は、 に示したように対象者を遡れないような匿名 化措置が必要と考えられることから、病歴を付加し て提供することは差し支えないと考えられた。ただ し、非常に稀な病気の場合等は、詳細な病名ではな く、ある程度まとめた疾患概念として示すなどの配 慮を行うことが求められる。また、一口に病歴とい っても、医師が記載した診断書病名のみならず、本 人申告や検査値やその組み合わせ等のバリエーシ ョンが考えられることから、どこまでを要配慮個人 情報としての病歴と定めるかの合意が必要と考え られた。

D. 考察

国民の税金を投入し、多くの人手と長期の追跡を 経て構築されたコホート研究データをアーカイブ 化し、広く二次利用を可能とすることは、研究の透 明性確保、第三者による研究結果の検証、若手の育 成に寄与するのみならず、研究の無駄・重複を減ら し、必要な公費・労力を新しい有意義な研究に向け るという意義もある。多くのコホート研究では、死 因情報を人口動態統計資料から得ており、統計法の 規定上、現状では非常に重要な情報であるにもかか わらずアーカイブデータに死因情報を付加して二 次利用に供することはできない。そこで、現制度下 での運用方法につき、昨年度に引き続き今年度は、 後者の分散型ネットワークについて国内外の実例 を収集し、疫学研究追跡終了後のコホートデータの 共通利用を行う上での課題を検討した。その結果、 医療(臨床)データ連携と疫学研究の事例では、そ れぞれ、データ連携(交換)の目的(必要とする背景)、 運用方法などが異なっており、疫学研究のデータ連

携では、様々な統計解析を柔軟に行えること、ロー カルサイト(大学、研究所、医療機関を想定)へア クセスを行う上でのセキュリティ、さらには、人口 動態統計の二次利用をローカルサイト単位で各々 申請し、死因を付与したデータを統合して用いるこ とや、施設外部の PC 上の RAM への一時的な書き出 し(保存はされない、電子データの「一時的蓄積」) の可否など、法令解釈の問題にも留意する必要があ ると思われた。

また、前述したようにアーカイブ化により二次利 用環境を整える意義は大きいが、疫学研究では生活 習慣や生活環境のみならず、個人の心身面の健康状 態情報を収集することから、その取り扱いには慎重 であることが望まれる。今回、特に追跡の終わった コホート研究の利活用を進めることを念頭に、デー タ提供の際に従うべきガイダンスに含める必要が ある項目を5点に整理した。今後、追跡が終了した コホート研究データの寄託を進める際の指標にな るものと考えられる。

一方でコホート研究にとって死因情報は非常に 重要なものであり、利用できないことによりアーカ イブデータの二次利用の価値は低下すると考えら れる。また、米国では National Death Index (NDI) という、厚生省 (U.S. Department of Health and Human Services)の下部機関が、研究目的での生 存・死亡確認情報(死亡時には、死亡年月日や死因 などを含む)の提供を行っている。研究者は、調査 対象者リスト(氏名、性、生年月日、住所、社会保 障番号など)を提出し、審査にパスすると、有料(基 本料 350 ドル+対象者1人1年あたり15 セント) で、上記情報が提供される。これにより、米国の疫 学研究・臨床研究のレベルと即時性は飛躍的に向上 し、医学研究や医薬品開発において国際的に有利な 地位を確保することができたといえ、今のままでは 日本の疫学研究は後塵を拝する。そこで、法の解釈、 または立法により、コホート研究において重要な追 跡情報となる死因を公的調査情報(人口動態統計資 料)から得た上で二次的利用を可能にできないかを 検討した。しかし、これには統計法の従来の解釈経 緯などといった従前のコホート研究とは異なる方 向性が必要とされており、今後も継続して、法学分 野からの知見に照らし、より視野を広げた説得力あ る議論を展開する必要があると考えられた。

最後に、改正された個人情報保護法において、病 歴が要配慮個人情報に位置づけられたことから、以 前から行われているコホート研究において生じう る影響を検討した。その結果、追跡情報の入手を医 療機関等から受けている場合に、過剰反応により情 報が提供されないことが懸念された。またその他に もいくつかの研究事例で、病歴が要配慮個人情報と なったことにより影響を受けることが懸念された。 したがって、研究者が適切な個人情報保護体制を整 えることはもちろんであるが、その下で、これまで と同様に利用が可能になるようガイダンスの整備 等を進めることが重要と考えられる。今までにも追 跡のために対象者の異動情報を自治体から得る際、 ごく一部の自治体からではあるが個人情報に対す る過度な対応から情報提供がなされなかったとい う事例が生じていることから、個人情報保護法改正 を受けて行われる指針やガイダンス改正作業では この点に十分配慮したものとなるよう働きかける ことが重要である。

E.結論

疫学研究により得られたデータを広く共有化す るためのシステムであるデータアーカイブ化に向 け検討を行った。統計法の規定上、死因情報を付加 してのデータ公開・二次利用は認められていないこ となどを踏まえて、現制度下での運用方法につき、 分散型ネットワークについて国内外の実例を収集 し、疫学研究追跡終了後のコホートデータの共通利 用を行う上での課題を検討した。また、データアー カイブの利活用を進めることを念頭に、データ提供 の際に従うべきガイダンスに含める必要がある項 目をA対象者の個人情報保護、Bインフォームド・ コンセントと倫理審査、C知的財産権の帰属、D寄 託する項目/しない項目の判断、Eデータ提供先の 制限、の5点に整理した。

一方で、エンドポイントとしての死因情報は非常 に価値が高いものであることから、追跡が終了した コホート研究の二次利用を進めるために、死因情報 のソースとなる人口動態統計調査の有効活用の方 策を模索することが望まれ、その際の論点を2つ提 示した。最後に、改正された個人情報保護法におい て、病歴が要配慮個人情報に位置づけられたことか ら、以前から行われているコホート研究において生 じうる影響を検討した。その結果、追跡情報の入手 を医療機関等から受けている場合に、過剰反応によ り情報が提供されないことが懸念された。

F.健康危機情報

なし

G.研究発表

- 1. 論文発表 なし
- 2. 学会発表 なし

H.知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

- 1. 特許取得 なし
- 2. 実用新案登録
 - なし
- 3. その他 なし